

既婚女性の働き方は変化したか？

村上 あかね

(東京大学社会科学研究所 准教授)

1. 本稿の目的と問題の所在

本稿の目的は、「消費生活に関するパネル調査」データを用いて、ここ数年の既婚女性の働き方の変化を明らかにすることである。

近年、社会環境の変化は妻の就業を促す方向に働いている。第一に、雇用・経済状況が不透明である。景気も減速したと言われている。その一方で物価は上昇しており、ゆとりがある家計ばかりではないだろう。節約にも限界がある。したがって、経済的な不安を抱えている家計にとっては、主な稼得者である夫に加えて妻が働くこと、あるいは妻の収入が増えたりすることがひとつの望ましい対処方法といえよう。

エスピン-アンデルセン (2001: 76-77) は、21世紀の福祉国家を再構築するにあたって、女性の雇用を最大限増大させることを主張する。その理由はいくつかあるが、男性を一家の稼ぎ手とする通常の家計は、十分な所得保障を確保する力を次第に失ってきており、母親が就労することが子供の貧困を防ぐと述べている。

第二に、税制の改正である。2003年度(平成15年度)の税制改正で配偶者特別控除が一部廃止され、従来よりも所得税が高くなった世帯がある。

第三に、本誌今号の福田論文でも論じられているように、日本でも離婚が増加しており¹⁾、女性も個人の収入を得る必要性が高まってきたといえよう²⁾。

このような流れは、専業主婦であることのリスクが高まりつつあることを示す。専業主婦である

ことが、妻自身や子供にとってどのような影響を与えるかを明らかにすることも重要だが、本稿ではそれに先立って過去数年間の既婚女性の就業実態を明らかにする。

2. 分析期間と分析対象

パネル10(2002年調査)からパネル15(2007年調査)まで一貫して有配偶だった女性824人を対象とする。したがって、分析対象はコーホートAおよびBであり、コーホートCは含まれない。対象者の年齢幅は34~48歳(パネル15時点)である。

分析期間を過去6年分としたのは、パネル10で配偶者控除についての質問を含めているためである。ただし、パネル10の結果は一部のみを用い、ここでは主に過去5年間(パネル11~15)の結果を示す。

3. 過去5年間の妻の働き方の変化と家計

図表-1は、パネル11~15における妻の就業状況である。自営など(自営・家族従業者・自由業者)か、被雇用者かを問わず、仕事に就いている妻の割合はパネル11ですでに半数を超え、6割近い(57.9%)。これは対象者の年齢が29~43歳であり、子育てが一段落した女性がある程度含まれているためといえよう。パネル12、パネル13、パネル14と仕事に就いている妻の割合はわずかながらも年々増加し、パネル15ではついに65.8%となり、10ポイント弱増えている。

図表-1 パネル11～15における妻の就業状況

	パネル11 2003	パネル12 2004	パネル13 2005	パネル14 2006	パネル15 2007
有職者の割合 (%)	57.9	59.7	61.7	64.3	65.8
仕事の有無・従業上の地位別 (%)					
自営など	11.5	10.6	10.9	10.6	10.7
被雇用常勤	15.3	16.0	16.5	17.4	18.2
被雇用パート	31.1	33.1	34.2	36.4	36.9
無職	42.1	40.0	38.3	35.7	34.1
不詳	0.0	0.2	0.0	0.0	0.1

注:分析対象はパネル10～パネル15において有配偶であった824人

図表-2 過去5年間の働き方の変化パターン

一貫して無職	無職→……→無職	無職→……→有職	有職→……→無職	有職→……→有職	一貫して有職	824人
24.6	4.1	13.3	5.3	4.2	48.3	100.0%

さらに従業上の地位別にみると、妻の有職率の増加をもたらした要因は、主に無職だった妻が被雇用パートとして働くようになったためとわかる。この5年間、「自営など」で働く妻の割合は10%前後で横ばいである。「被雇用常勤」は、パネル11の15.3%からパネル15の18.2%へと増加したが、多数派ではない。これに対し、「被雇用パート」は31.1%から36.9%と増加し、多数派となった。「無職」はパネル11では42.1%だったが、パネル15では34.1%まで減少した。

ただし、この図表-1は同一個人の5年間の変化を示しているものではない。そこで、過去5年間の調査結果から働き方のパターンを見ると(図表-2)、「(5年間)一貫して無職」の女性は24.6%、「(5年間)一貫して有職」の女性は48.3%であった。パネル11では無職だったがパネル15では働いているパターン(「無職→有職」。このパターンの多くは、パネル12からパネル15までのいずれかの時点で働き始めている)は、13.3%であった。残りの3パターンは、主に労働市場から出入り(を繰り返した)ケースである。「(5年間)一貫して有職」の女性が最も多い。約半数の女性は少なくとも5年間は継続して働き、職業経験を積んでいる。

働き方とあわせて、家計の状況も確認しておく(図表-3)。平均世帯人数は過去5年間とも4.5人

前後であった。妻の平均年収も夫の平均年収も、2003年から2007年までわずかではあるが上昇している。しかし、妻の平均年収は夫の平均年収に比べて少ないこともまた4年間に共通する。9月の家族全体に関する支出額も、パネル15を除くと上昇傾向にある。子供の成長につれてさまざまな経費がかかるためと推測できる。貯蓄額やローン返済額は調査年によって変

動するが、全体としてみると増えている。家計をとりまく環境は厳しいと言われるが、「家庭の収入に満足している」(「とても満足」+「ほぼ満足」を合計した数字)妻の割合は、ゆるやかなU字型を描くものの30%台後半で推移している。この5年間、家計には大きな変化はなく穏やかに過ぎたようだ。

しかし、パネル15に限定して、妻の従業上の地位別に家計を見ると状況は異なる(図表-4)。「家庭の収入に満足している」割合が高いのは「無職」で44.5%であった。「被雇用常勤」が40.0%で続き、「満足している」割合がもっとも低いのは「被雇用パート」33.6%であった。「被雇用常勤」は貯蓄額も多いが支出額も多いことが影響したのではないだろうか。また、「被雇用パート」は他の類型と比べると、支出やローン返済額が小さくはなく、貯蓄も多くはない。このように家計が厳しい状況にあることが、妻の満足度の低さにつながったと言えそうだ。

4. 配偶者特別控除の廃止とその影響

(1) 税制・社会保険と女性の働き方

第3節では、妻の就業率が増加していることが示されたが、この5年間に妻の就業を促した要因の一つとして挙げられるのは配偶者特別控除、つ

図表-3 パネル11～15における家計の状況

	パネル11	パネル12	パネル13	パネル14	パネル15
調査年	2003	2004	2005	2006	2007
平均世帯人数(人)	4.5	4.5	4.5	4.5	4.4
妻の年収(万円)	90.5	97.3	100.1	108.1	—
夫の年収(万円)	548.4	558.3	570.0	581.2	—
9月の支出額(千円)	253.2	258.3	271.0	276.9	273.9
9月の貯蓄額(千円)	74.4	74.0	75.9	75.7	76.6
9月のローン返済額(千円)	63.1	66.3	65.7	63.9	67.0
家庭の収入に「満足している」人の割合(%)	38.1	37.9	36.2	36.0	39.0

注:分析対象は、基本的にパネル10～パネル15において有配偶であった824人。

ただし、妻・夫の年収、支出額・貯蓄額・ローン返済額については、はずれ値を除去したことから、それぞれ617人、576人

まり専業主婦を「優遇」する政策の廃止である³⁾。

配偶者が(専業)主婦であることを「優遇」する制度には、①所得税/所得税の配偶者控除⁴⁾・配偶者特別控除、②年金・健康保険・介護保険、③一部企業における配偶者手当の支給がある。このうち、本稿では①の所得税に注目する⁵⁾。

1961年に、サラリーマンの妻の「内助の功」を評価しようとする機運が高まり、配偶者控除が設けられた。しかし、この制度にはある「問題」があった。妻の収入が100万円(かつて)を超えると、妻の収入にも課税され、さらに夫の配偶者控除が認められなくなるため、夫婦の税引き前の収入は増えても、手取りは減ってしまうという逆転現象が生じた。そのため、妻が労働時間を調整することもあったという。この問題を解消するため、1987年に設けられたのが配偶者特別控除制度である。従来は、妻の年収が100万円を超えると配偶者控除がまったく受けられなくなった。これに対し、配偶者特別控除制度の導入後には、年収が70万～100万円までの者については収入が5万円増加するにつれて控除額が5万円ずつ段階的に減少するようになり、逆転現象は見られなくなった(図表-5の(b)の部分)。さらに、この配偶者特別控除は、年収70万円以下の場合には配偶者控除(現在は38万円)に上乗せして適用が認められた(樋口 1995; 坂田・McKenzie 2006)⁶⁾。

このような政策について、1990年の「パートタイム労働者総合調査」などのデータを用いて分析し

た樋口(1995)は、配偶者特別控除にみられる専業主婦優遇制度のうち①一部は「収入の壁」の解消に寄与したが、一部は夫の所得の高い世帯に適用されている可能性が高く「弱者保護」対策の趣旨から乖離していること、②主婦が年収を調整する範囲で働くことが合理的な行動を意味するため、フルタイム就業者を減らし、パートタイム就業者の労働時間を短縮させ、低い賃金率でも受け入れさせる結果になっていると指摘する。これらの指摘のうち、とくに後者については、個々の世帯にとって合理的な行動が、女性全体にとっては必ずしも合理的ではないと見ることもでき、興味深い。

安部・大竹(1995)も1990年の「パートタイム労働者総合調査」を用いてパートタイム労働者の労働供給に及ぼす影響を分析した。本人所得に関わる税制や社会保険・企業の配偶者手当の支給条件を勘案すると年間所得が100万円のところで、配偶者特別控除は年間所得70万円のところで労働供給に影響を与えること(年間所得のスパイクが存在すること)、そして、年間所得が135万円前後を得るパートタイム労働は少ないと予想する。分析の結果、分析対象全体では70万円におけるスパイクは明瞭ではなく、80万～100万円までの年間所得に大きなスパイクが存在すること、100万円以上の所得を得ているパート労働者の比率は少ないことを見出した。また、学歴別の分析では、高学歴者ほど100万円前後における集中が激しいこと、大卒のパートタイマーについては70万円のところ

図表-4 パネル15における妻の働き方別にみた家計の状況

	妻・無職 (n=281)	妻・有職 (n=542)	自営など (n=88)	被雇用常勤 (n=150)	被雇用パート (n=304)
平均世帯人数(人)	4.3	4.5	4.7	4.5	4.4
妻の年齢(歳)	40.5	42.0	42.1	42.0	42.0
夫の年齢(歳)	42.8	44.6	45.0	44.6	44.5
9月の支出(千円)	263.0	279.7	266.8	309.6	268.7
9月の貯蓄(千円)	65.9	82.2	99.7	115.5	61.3
9月のローン返済額(千円)	58.7	71.4	82.3	68.9	69.6
収入に「満足している」人の割合(%)	44.5	36.1	37.5	40.0	33.6

注:分析対象は、基本的にパネル10～パネル15において有配偶であった824人。

ただし、支出額・貯蓄額・ローン返済額については、はずれ値を除去したことから、妻・無職は198人、妻・有職では378人(自営ほかでは59人、被雇用常勤では104人、被雇用パートでは215人)である

でスパイクがあった。また、樋口(1995)でも安部・大竹(1995)でも触れているが、1990年の「パートタイム労働者総合調査」によれば回答者の約35%が100万円を超えないように労働時間を調整していると答えている。

永瀬・村尾(2005)でも、1990年代になっても「男性稼ぎ手、女性ケア者」モデルは微修正されたにとどまり、税制・社会保険制度は低収入での妻の就業を促進し、低収入の常勤共働き世帯にはペナルティを課してきたことを見出した。

(2) 2003年度の税制改正の予想される影響とは

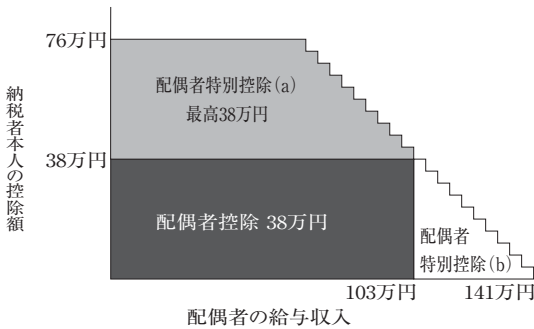
2003年度の税制改正前は、夫の年間給与所得が1,000万円以下(収入では1,230万円程度)の場合、妻の給与収入が70万円未満ならば、配偶者控除38万円と(a)配偶者特別控除38万円をあわせて76万円の控除が受けられた。70万円を超えると、配偶者控除36万円は受けられるが、(a)配偶者特別控除が段階的に減少する。妻の収入が103万円(給与所得控除を差し引いた所得でみると38万円)を超えると配偶者控除38万円がなくなり、かつ(a)の部分の配偶者特別控除が0円になる⁷⁾。妻の収入が103万円を超えると妻本人に所得税は課されるものの、141万円(給与所得控除を差し引いた所得でみると76万円)までは、夫については(b)の部分の配偶者特別控除が段階的に適用される。141万円を超えると配偶者控除も配偶者特別控除も受けられない(坂田・McKenzie 2006)。

しかし、2003年度の税制改正により、(b)の部分、すなわち配偶者特別控除の上乗せ分が、国税については2004年(平成16年)分、地方税については2005年(平成17年)分から廃止された。つまり、配偶者控除と配偶者特別控除をあわせて受けることができなくなった⁸⁾。所得がどれほど減少するかは、給与収入700万円、夫婦と子供2人の世帯の場合、国税・地方税合わせて5.9万円の増税になるとの政府の試算(JANJAN 2005)、あるいは「配偶者特別控除を最大の38万円受けていた場合、夫の限界税率が10%で3.8万円、限界税率が20%で7.6万円の所得の減少となる」(坂田・McKenzie 2006: 134)。したがって、配偶者特別控除が廃止されれば、これまで恩恵を受けてきた給与収入が0～70万円前後の有配偶女性の労働供給が増えると思える。

慶應義塾家計パネル調査(KHPS)データに対して、DID(Difference in Differences)法を用いて詳細な分析をした坂田・McKenzie(2006)によれば、女性の就業選択には影響を与えなかったが、週間労働時間をおよそ4時間増加させたとの結果を得ている。

本稿では、坂田・McKenzie(2006)のような厳密な分析はできないが、坂田・McKenzie(2006)で今後の課題とされていたラグに注目する。具体的には、税制改正後、ある一定の期間を経た働き方の変化や収入の変化を見ることとしたい。

図表-5 配偶者の給与収入と
配偶者控除・配偶者特別控除(2003年度税制改正前)



出典:坂田・McKenzie(2006: 133)をもとに作成

(3) 配偶者（特別）控除一部撤廃についての認識

JPSCでは、パネル10で税制について意見を尋ねている。「現在、配偶者控除を縮小または廃止しようという案が、政府税制調査会で議論されています。あなたはこの案について知っていますか」という設問に対し、「よく知っている」「おおよそのことを知っている」「そのことを聞いたことはあるがよく知らない」「そのことを聞いたこともなかった（全然知らない）」の4つから回答を1つ選んでもらった。さらに付問として「将来、配偶者控除が縮小または廃止されたら、あなたは働き方を変えますか」という質問文に対し、「とくに変えるつもりはない」「新たな仕事を探す、または労働時間を増やす」「仕事を辞める、または労働時間を減らす」という回答を用意した。厳密に言えば、2003年度の税制改正で一部廃止されたのは配偶者控除ではなく配偶者特別控除である。質問文に正確さを欠いたため、解釈には注意が必要であるが、回答の分布を見てみよう（図表-6）。有配偶者824人の回答をみると、知識については「よく知っている」3.3%、「おおよそ知っている」23.9%、「よく知らない」42.7%、「知らない」29.9%、「無回答」0.2%。意向については「変えるつもりはない」73.5%、「仕事を探す、労働時間を増やす」21.7%、「仕事を辞める、労働時間を減らす」2.5%、「無回答」2.2%であった。なお、配偶者特別控除の一部撤廃が適用されそうな回答者499人（パネル10時点で夫が被雇用者で

2001年の年収が1,230万円以下、妻は無職か被雇用パート）に限定して分析したところ、知識に関して「よく知らない」という回答が少し減り、25.9%になった。また、意向については「仕事を探す、労働時間を増やす」が大幅に増えた（28.5%）。

なお、適用可能性のある人に限定して、知識の規定要因および意向の規定要因を分析したところ、仕事の有無、学歴、パネル10時点（2002年）の妻の収入とは明確な関連が見られなかった（詳細な結果は省略する）。

(4) 妻の働き方・収入は変わったか？

つぎに、適用可能性が高そうな人に限定して、パネル10のときの働き方と、配偶者（特別）特別控除撤廃後の働き方の意向との関連を見たところ、無職の妻よりもパートの妻のほうが働き方を変えるつもりはないと答える傾向があったが、有意ではなかった（図表-7）。

しかし、意向と現実とは異なるのではないだろうか。そこで、パネル10のときの働き方・意向と2004年（税制改正の影響が出る年）の従業上の地位との関連をみたものが図表-8である。パートで「働き方を変えるつもりはない」と答えた人の5.6%が2004年には被雇用常勤になり、一方10.3%が無職に変わっている。しかし大半（83.3%）はパートである。これに対しパートで「新たに仕事を探す、労働時間を増やす」と答えていた人では、14.1%が被雇用常勤になったが、無職になった人も同数である。無職で「働き方を変えるつもりはない」と答えた人で無職にとどまっている人は82.1%と多いが、パートに転じた人も1割強（13.4%）に上る。より変化が大きいのは無職で「仕事に就くつもり」と答えた女性である。2年後には3割弱（28.2%）が実際に仕事に就いていた。しかし、逆の見方をすれば約7割は仕事に就けていないことを意味する。好むと好まざるとにかかわらず、無職の女性が働くようになり、またパートが被雇用常勤に転じる傾向はパネル15ではさらに明確である。パネル10で「パート・新たに仕事を探す、労働時間を増やす」と答えた女性の

図表-6 配偶者(特別)控除廃止の議論についての知識と意向(%)

	知 識	
	全体	適用可能性が 高い回答者
よく知っている	3.3	3.0
おおよそ知っている	23.9	25.3
よく知らない	42.7	45.7
知らない	29.9	25.9
無回答	0.2	0.2
意 向		
変えるつもりはない	73.5	65.5
仕事を探す、労働時間を増やす	21.7	28.5
仕事を辞める、労働時間を減らす	2.5	3.6
無回答	2.2	2.4
ケース数(人)	824	499

図表-7 パネル10のときの働き方と配偶者(特別)控除廃止後の働き方の意向(%)

	意 向			ケース数 (人)
	変えるつもりはない	仕事を探す、 労働時間を増やす	仕事を辞める、 労働時間を減らす	
無職	64.3	32.7	3.1	196
パート	69.1	26.8	4.1	291

注:無回答は除いて集計

図表-8 パネル10の従業上の地位とその後の働き方(%)

パネル10の従業上の地位	2004年					ケース数 (人)
	自営 ほか	被雇用 常勤	パート	無職	不詳	
パート・働き方を変えるつもりがない	0.8	5.6	83.3	10.3	0.0	126
パート・転職、労働時間を増やすつもり	1.6	14.1	70.3	14.1	0.0	64
無職・働き方を変えるつもりがない	2.5	2.0	13.4	82.1	0.0	201
無職・仕事に就くつもり	1.3	0.0	28.2	70.5	0.0	78
2007年						
パネル10の従業上の地位	自営 ほか	被雇用 常勤	パート	無職	不詳	ケース数 (人)
パート・働き方を変えるつもりがない	3.2	7.9	77.0	11.9	0.0	126
パート・転職、労働時間を増やすつもり	3.1	25.0	60.9	10.9	0.0	64
無職・働き方を変えるつもりがない	3.5	3.5	26.9	66.2	0.0	201
無職・仕事に就くつもり	3.8	1.3	39.7	53.8	1.3	78

図表-9 過去5年間の妻の収入の分布の変化(%)

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
～70万円未満	68.5	62.9	62.9	59.5	56.9
70万円以上～103万円未満	18.2	19.6	18.8	19.2	20.4
103万円以上～131万円未満(130万円以下)	4.2	7.2	6.0	8.0	6.6
131万円以上～141万円未満	0.4	1.2	1.0	1.2	0.6
141万円以上～	6.2	7.0	9.4	10.4	13.2
NA	2.4	2.0	1.8	1.6	2.2
ケース数(人)	499				

25%弱が被雇用常勤となり、「無職・仕事を探す」と答えた女性の4割強が「自営ほか」あるいは「パート」として働いている。また、「無職・働き方を変えるつもりがない」人でも3割ほどなんらかの形で仕事をするようになっている。ただ、無職の女性が仕事に就くことは決して容易ではない。大半はパートである。

ただし、図表-7では、パネル10の時にパートで「労働時間を増やす」と答えた人が実際どのくらい労働時間を増やしたのか不明である。このように答えた人のなかには、自営などになって労働時間を増やした人もいよう。しかし、JPSCでは、労働時間は被雇用者についてしか尋ねていない時期があり、サンプルサイズが大きく減少したため、分析は行わなかった。

そこで、かわりに妻の収入(給与収入)の分布の変化を見ることとした。分析対象はパネル10時点で夫が被雇用者で2001年の年収が1,230万円以下、妻は無職か被雇用パートである。実際には配偶者特別控除が適用されない年収141万円以上のサンプルも一定以上存在するが、経年変化を見るため、含めている。妻の収入は実

数で尋ねているが、税制および社会保険料の基準に合わせて6つのカテゴリーにまとめたものが図表-9である。2002年に「70万円未満」であった人は68.5%だったが、その値は徐々に減り2006年には56.9%であった。同様に注目されるのが「141万円以上」の割合である。2002年には6.2%であったが2006年には13.2%とほぼ倍増している。平均値でみても、31.5万円、37.4万円、39.1万円、45.3万円、50.2万円と徐々に増加していることがうかがえる（はずれ値除去後の値）。ただし、分布で見ても平均値で見ても、配偶者特別控除が一部廃止された2004年と2003年では大きな変化はなかった。

この節の結果を見ると、この5年間に妻の就業率は高くなり、一部パートから常勤に変わる女性も出てきたことがわかる。収入も増えてはいるが、2003年と2004年の間に顕著な変化あるとは言えず、女性の働き方の変化は税制改正の影響とは言いがたい。

5. まとめ

本稿では、近年の社会環境の変化は妻の就業を促す方向に働いているとの見方に立ち、有配偶女性の過去数年間の働き方の変化や家計の変化を分析した。

分析の結果、(1) 全体として妻の女性の就業率は着実に増加している。(2) 約半数の女性は少なくとも5年間は継続して働いている。一方、5年間無職のままであった女性も25%ほどいる。(3) ライフステージの進展につれて家計支出も増えているが、大きな変化はなく、家庭の収入に満足している妻は約4割で推移している。(4) 家庭の収入に満足している割合がもっとも高いのは無職で、満足している割合がもっとも低いのは被雇用パートであった。

また、この5年間で、大きな動きは配偶者特別控除の一部廃止であった。しかし、(5) 廃止の動きについて知っている人は半数に満たず、廃止後も2002年時点での働き方を変えるつもりがない人が大半であった。しかし、この5年間に、配偶者

控除廃止の影響を受けそうな女性の就業率が高くなり、一部パートから常勤に変わる女性も出てきた。妻の収入も増加傾向にある。ただし、2003年と2004年の間に顕著な変化が見られなかった。ラグを考慮しても、女性の働き方の変化が税制改正の影響を大きく受けているとは言いがたい。

また、重要な点は、パネル10での就労意向とパネル15の就労実態が異なっている人も一定数いることである。当初働くつもりはなかったが働くようになった人とそうでない人、働こう（働き方を変えよう）と思ってそれが叶った人と叶わない人がいるということだ。とくに、専業主婦についてみれば、働きたいと思っていた専業主婦で希望が実現した人は4割にすぎない。働きたいと願う人が働くことができるような社会の実現に向け、希望と実態の違いをもたらず要因についてさらに分析を進めることが今後の課題である。

注

- 1) これまで裁判においては、離婚原因を作った有責配偶者からの離婚請求は一切認めないという「有責主義」が採用されてきた。しかし、昭和62年の判決以降、夫婦関係が実質的に破綻していると認められる場合には、一定の条件付きではあるものの、有責配偶者からの離婚請求も認められるように（「破綻主義」）なりつつある。ただし、厚生労働省の「人口動態統計」によれば協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚（裁判上の離婚）のうち、もっとも多いのは協議離婚である。
- 2) ただし、日本の母子世帯の母の就業率は、世界的に見てもすでに高い（藤原 2007）。
- 3) このような制度は、夫が被扶養者になっている家族でも同様に適用されるが、実際には妻が被扶養者の場合が多いため、以下では、妻が被扶養者〔（専業）主婦〕であるとして記述をすすめる。
- 4) 配偶者控除、配偶者特別控除の適用要件については、国税庁のタックスアンサーNo.1191を参照のこと。
- 5) ②の年金については、1986年の年金法改正により、妻の年収が一定以下（103万円）であれば、夫が妻の保険料をさらに負担しなくても、妻が老齢基礎年金を受給できる「第三号被保険者」の制度が導入された。健康保険、介護保険も同様に、妻の年収が一定以下（130万円）であれば、妻の保険料負担はない。③については「8割以上の民間企業が配偶者手当を支給しており、このうち6割の企業で配偶者の所得が一定額を超えると支給は停止される」（詳しくは、樋口（1995）など）。
- 6) 当時の中曽根首相は、主に専業主婦世帯を念頭に置き、「事業所得者は配偶者に青色事業専従者給与を支払う

ことで所得分与を行い負担の緩和を図れるのに対して、給与所得者にはそのような道がないことを勘案し、給与所得者と事業所得者の間の税負担の不均衡感に対応する見地から、配偶者特別控除を導入する」と説明したという (JANJAN 2005)。しかし、これに対しては、消費税導入をめぐる反対運動を抑えるための減税という別の狙いもあった (樋口 1995: 186)。

- 7) 103万円以下の給与収入であれば配偶者控除の対象になるのは、給与収入 (103万円) から給与所得控除 (最低65万円) を引くと、所得が38万円以下となり、配偶者控除の対象となるからである。ここからさらに基礎控除 (所得税は38万円) を引くと、配偶者の税金は0円となる。なお、住民税の場合は非課税限度額が35万円以下であるため、年収が100万円を超えると住民税がかかる。住民税の配偶者特別控除も最高33万円。
- 8) この変更の背景は、平成14年9月3日に出された税制調査会の答申からうかがえる (税制調査会 2004)。この答申では、平成15年度の税制改正における個人所得課税における諸控除の見直しについては、(イ) 税制としてはできる限り簡素化・集約化する方向を目指すこと、(ロ) ライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進展といった構造変化に対し、税負担に歪みが生じないように、また、経済社会の中で行われる個々人の自由な選択に介入しないような中立的な税制とすること、(ハ) 課税ベースを拡大する方向で諸控除のあり方を見直す基本方針が示された。つまり、男女共同参画社会の形成を促し、かつ税収を増やす狙いがあったといえる。

文献

安部由起子・大竹文雄, 1995, 「税制・社会保障制度とバ

ートタイム労働者の労働供給行動」『季刊社会保障研究』31 (2) : 120-134.

エスピン-アンデルセン, G., 2001, 『福祉国家の可能性——改革の戦略と理論的基礎』渡辺雅男・渡辺景子訳, 桜井書店.

坂田圭・C. R. McKenzie, 2006, 「配偶者特別控除の廃止は有配偶女性の労働供給を促進したか」樋口美雄・慶應義塾大学経商連携21世紀COE編『税制改革と家計の対応』慶應義塾大学出版会, 129-151.

JANJAN, 2005, 「各種控除の廃止で、低所得者に大きな影響」2005/03/07 (<http://www.news.janjan.jp/living/0503/0503054299/1.php>).

税制調査会, 2002, 「「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理——総理指示5項目を中心に「対話集会」を踏まえて」(<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/140903.html>).

永瀬伸子・村尾祐美子, 2005, 「社会保障や税制等は家族・家族形成に影響を与えるか」『季刊社会保障研究』41 (2) : 137-149.

樋口美雄, 1995, 「『専業主婦』保護政策の経済的帰結」八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社, 185-219.

藤原千沙, 2007, 「母子世帯の階層分化」『季刊家計経済研究』73: 10-20.

むらかみ・あかね 東京大学社会科学研究所 准教授・財団法人 家計経済研究所 客員研究員。主な論文に「住宅取得のタイミングと職業・家族の役割」(『理論と方法』43, 2008)。計量社会学・社会調査法専攻。
(murakami@iss.u-tokyo.ac.jp)